

暴 追 ぐ ん ま



全国統一標語

地域の目 暴力団から 守る盾

新春号

2023



写真：暴追センター専務理事
(草津温泉湯畑)

社 会 VS 暴力団

暴 力 団 排 除

発行 公益財団法人 群馬県暴力追放運動推進センター

〒371-0836 群馬県前橋市江田町448-11 県警江田町庁舎内

TEL：027-254-0808 相談・Fax：027-254-1100

新年のご挨拶



群馬県警察本部長
おがさわら かずみ
警視監 小笠原和美



新年あけましておめでとうございます。

県民の皆様方には、輝かしい新春を迎えられたこととお慶び申し上げます。皆様には、日頃から警察活動各般にわたり、多大なご支援とご協力を賜っておりますことに対しまして、心から感謝を申し上げます。

さて、近年の暴力団は、警察による取締りの強化や全国的な暴力団排除条例の施行等を契機とした社会全体における暴力団排除機運の高まりから構成員数の減少傾向が続いております。

しかしながら、平成27年、国内最大組織である山口組が分裂し、これに伴う対立抗争はいまだ終結の兆しは見ておりません。また県内においても暴力団組織同士の衝突による重大事件が散発しており、暴力団情勢は依然として予断を許さない状況にあります。

群馬県警察といたしましては、公益財団法人群馬県暴力追放運動推進センターと連携し、引き続き「安全・安心を誇れる群馬県の実現」に向け暴力団に対する徹底した取締り・排除活動を推進してまいりますので、皆様方のより一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、皆様方のますますのご健勝・ご多幸を心より祈念し、年頭の挨拶とさせていただきます。

受賞おめでとうございます

令和4年 全国暴力追放運動中央大会

「全国暴力追放運動中央大会」は、新型コロナウイルス感染防止のため、規模を縮小して

- 11月24日（木）午後2時から
- 明治記念館（東京都港区元赤坂）

において開催されました。

本県関係の、暴力追放功労者は、次のとおりです。



警察庁長官・全国暴力追放運動推進センター会長連名表彰

- | | |
|--------------|------------------------|
| ★ 暴力追放栄誉金章 | 小暮 清人 様（弁護士 小暮法律事務所） |
| ★ 暴力追放栄誉銀章 | 入内島一崇 様（団体役員） |
| ★ 暴力追放栄誉銅章 | 長谷川亮輔 様（弁護士 長谷川法律事務所） |
| ★ 暴力追放功労職員表彰 | 榎本 英子 様（前 暴追センター事務局職員） |

令和4年 全国地域安全運動及び暴力団追放群馬県大会

「全国地域安全運動及び暴力団追放群馬県大会」は、新型コロナウイルス感染防止のため、規模を縮小して

- 10月14日（金）午後2時から
- 群馬会館

において開催されました。

暴力追放活動功労者及び団体の受賞者は、次のとおりです



関東管区警察局長・関東管内暴力追放運動推進センター連絡協議会長連名表彰

- | | |
|---------------|--------------|
| ★ 功労者 | ★ 功労団体 |
| 川島 実 様（会社役員） | 群栄化学工業株式会社 様 |
| 國武 正史 様（会社役員） | NEXUS株式会社 様 |

群馬県暴力追放運動推進センター会長・群馬県警察本部長連名表彰

- | | |
|----------------------|--------------------|
| ★ 功労者 | ★ 功労団体 |
| 金井 勇樹 様（弁護士 金井法律事務所） | 株式会社SUBARU 群馬製作所 様 |
| 佐藤 巖 様（会社役員） | 澤藤電機株式会社 様 |
| 五十嵐紳一 様（会社役員） | 伊勢崎商工会議所 様 |
| 佐々木 功 様（農業） | 群馬県民共済生活協同組合 様 |

大相撲桐生場所における広報・啓発活動 (令和4年10月28日：群馬県民の日)



大相撲の地方巡業「桐生場所」が、桐生市相生町三丁目の桐生ガススポーツセンター（市民体育館）で開催され、子供からお年寄りまで約2,800人が来場しました。

桐生市での開催は46年ぶりで、市政施行100周年と市水道創設90周年及び桐生商工会議所創立80周年記念事業の一環で行われました。

当センターでは、主催者の協力の下、県警本部組織犯罪対策課及び桐生警察署と連携し、広報・啓発活動を行いました。

不当要求防止責任者講習オンラインによる受講申込み要領

不当要求防止責任者講習については、指定会場における集合講習に加えインターネット回線を利用したオンライン講習を開始しました。

これに伴い、講習の受講申込みはオンラインに変更しました。

往復葉書による開催通知書が届いたら、当センターのホームページから受講申込みを行ってください。

講習受講申込みの流れ

往復葉書で開催通知書が届く

オンラインで事前登録する

返信葉書を送る(申込み完了)

※申込み完了後、登録（予約）した受講日を変更できます。

※リマインドメールは送付しませんので忘れず受講してください。

371-00838 前橋市江田町448-11 暴力団放逐推進センター		通知書番号 2210310012	
御中		別記様式第11号(第19条関係)	
この講習会は、暴力団からの不当要求行為の防止を目的とした講習(無料)です。 本講習会の受講者は、先に提出していただいた「不当要求防止責任者選任届」に記載された責任者に限ります。		責任者講習受講申込書 責任者講習の受講を申し込みます。 令和4年 月 日	
【講習申込】 下記URL又は2次元コードの当センターホームページ内「講習申込」ページから会場講習・オンライン講習の日程を確認し、出席できる講習を選び申し込みして下さい。 申込方法・返書いかなる記載事項もホームページに記載されていますので、確認して誤りのないよう記載し、ご返信下さい。 群馬県暴力団放逐推進センターURL https://www.boutur-gunma.org/		群馬県 公安委員会 庶務局 申込人の氏名又は各施設が事業所の所在地 群馬県江田町448-11 暴力団放逐推進センター	
・責任者の連絡先欄が空欄の方は、連絡先電話番号の記載をお願いします。		（ふりがな） 責任者の氏名 ○○ ○○ 責任者の連絡先 027-254-1100 選任年月日 講習の種別 選任時講習	
【会場講習の場合】 当日、マスクの着用をお願いします。発熱がある場合は、受講をお断り致します。 ・筆記具を持参して下さい。		講習の日時 令和4年 月 日（ ） 午後1時30分から午後4時30分まで 講習の場所 備考 ※印欄には記載しないこと 登録番号	

(開催通知書の往復葉書)

申込み方法

- 本講習は、開催通知書に記載された責任者が対象です。**責任者が変更になった場合、当センター（027-254-1100）に連絡をお願いします。**
- 開催通知書は、当該年度のみに有効となりますので、**必ず年度内に受講を完了してください。再発行はしません。**
- 本講習は、**オンライン講習（Webex）**と**指定会場講習**の2種類があります。いずれもオンラインによる「事前登録」が必要で、受講可能人数が限られます。
- 受講申込みは、当センターのホームページからアクセスし、事前登録画面の「**責任者講習の申込み方法 PDF**」を一読後、必要事項を入力し登録してください。
- オンライン講習（Webex）については、「**オンライン講習の説明 PDF**」をお読みください。
- ※「責任者講習受講申込書」の記載事項について、誤りがないか確認し、「講習の日時、場所」欄に、予約日・場所（「指定会場名」又は「オンライン」のいずれか）、「登録番号」欄に「予約状況画面」の登録番号を記入の上、当センターへ返送してください。

暴力団対策DVDのご案内

暴追センターでは、暴力団等反社会的勢力に対する対応要領等に関するDVDを無償で貸し出しています。各種研修会などに積極的に活用してください。

本誌面においては、保有するDVDの一部を紹介します。

貸出手続き ▶ 当センターに電話連絡後、直接おいで頂き、申し込みをお願いします。

不当要求

～敵を知り、己を知れば、百戦危うからず～

- episode01 事のはじまり
とある企業が直面した不当要求事案の顛末
- episode02 悪化する事態
今後の取引で便宜を図れば丸く収まると思っていたものの、事態は悪化
- episode03 反撃開始
解決への糸口を掴み、反撃の準備
- episode04 決戦の日
断固拒否の姿勢で挑んだその結果!?



36分

決定的瞬間!

これが不当要求だ!

不当要求の実態に迫るリアル・ドキュメント。防犯カメラや手持ちの記録用カメラが捉えた生々しい映像、そして取材ディレクターによる緊迫の突撃レポートに注目。不当要求の決定的瞬間がここにある……!



34分

暴排の標

～反社会的勢力を許さない社会へ～

暴力団員による企業への不当要求や発砲事件、みかじめ料の徴収等、我々の生活の安全と安心を脅かす出来事が依然として後を絶ちません。暴力団員による不当な行為と被害の防止を図るために、どう行動すれば良いのか、暴力団排除の標(しるべ)を示しています。

- 第1話 反社会的勢力によるクレーム対応要領
第2話 適格都道府県センター制度による暴力団事務所の撤去
第3話 組長賠償請求(使用者責任)訴訟



78分

不当要求防止責任者の

役割と講習概要

～暴力団のない明るい社会をめざして～

事業所ごとに選任された不当要求防止責任者に対し行っている「不当要求防止責任者講習会」の概要及び講習会の講師を務めるための必要事項や不当要求防止責任者が事業所内での講義を行う際のポイントなどを解説しています。

- 1部 制度と講習概要
2部 事業所内での講義のポイント



60分

教訓

～失敗を乗り越えて～

兄の会社(建設会社)は、暴力団の餌食になり、弟が興した新会社(イベント関係)にも反社の影が忍び寄る。暴力団排除に敢然と立ち上がった兄と弟。「もうお前らの好きにはさせません!」



36分

暴排のシナリオ

～ヤツらがあなたを狙ってる!～

昨今の暴力団は、その姿を隠し、人知れず企業や個人に接近してきます。知らぬ間に窮地に立たされていたということになりかねないのです。暴力団排除は一朝一夕にはできません。すべての人々が、知識すなわち、暴排のシナリオを身に付ける必要があるのです。

- 第1話 機関紙・書籍・名簿等の購買要求
第2話 寄付金・賛助金・会費等を要求
第3話 因縁をつけて金品や物品の購入を要求
第4話 工事の下請け参入等の要求



95分

明日を拓く勇氣

～もう恐れる必要はない～

飲食店・信用金庫・不動産業を舞台に、それぞれの事業者が暴力団員が接近し、不当要求を受けるものの、警察や暴追センターの協力により、改正暴対法や暴力団排除条例を駆使し暴力団等を排除していく過程を描く。暴力団排除の機運が高まり、企業・事業者のコンプライアンス意識が広まりつつある今こそ、「明日を拓く勇氣」を持って暴力団排除に取り組まなければならない。



37分

「排除の分かれ道」企業対象暴力

レストランチェーンの店舗と本社を舞台に反社会的勢力との攻防を描いています。

- Part I 間違った判断
Part II 勇氣ある決断



56分

不当要求の手口と対応

(シリーズ第⑧弾)

～あなたならどうする? 不当要求の「常套句」～

「言いがかり」や「脅し文句」などの常套句で執拗に企業に迫る反社会的勢力や悪質なクレマー。対応方法を弁護士が解説します。

- 常套句① 「責任をとれ」「誠意を見せろ」
常套句② 「マスコミに公表する」
「ネットに書き込む」
常套句③ 「不祥事の情報を入手した」
常套句④ 「知り合いの弁護士もおかしいと言っている」



35分

鉄の砦

～行政対象暴力に負けない組織づくり～

本DVDは、行政の健全性・公正性を確保し、暴力団等反社会的勢力の資金源を封圧し、その利権の構築、拡大を防止するという重要性を十分理解し、有事における正しい対応要領を身につけていただくために作製されたものです。

- 第1部 組織作り
・ 行政対象暴力にあたる行為?
・ 対処マニュアル、暴対法の解説
・ 暴力団排除条項を整備する重要性
- 第2部 断ち切れ負の連鎖
行政が暴力を排除する重要性



47分

社会復帰対策協議会受入企業を募集しています

群馬県暴力団離脱者社会復帰対策協議会（以下「協議会」という。事務局：当センター）では、暴力団離脱者の社会復帰を図るため、就労支援活動を行っています。企業にとっては、元暴力団員を雇用することについて不安や懸念をもたれることと思いますが、警察や当センターをはじめ、協議会の関係機関・団体が連携し、就労を希望する離脱者に対して事前説明を行い、真摯な就労希望者であるかを厳格に確認したうえで、社会復帰に対する意識付けを徹底して行い、就労への一層の自覚を促しています。

この度、群馬県では、「再犯防止推進計画加速化プラン（令和元年12月23日閣議決定）」に基づき、暴力団員の社会復帰対策として、魅力ある協賛企業支援制度の確立等、暴力団離脱者のための安定した雇用の場の確保について、より一層積極的に取り組むこととし、県が発注する建設工事競争入札参加資格審査項目を改定し、

- 協議会の受入企業として登録
- 受入企業として3ヶ月以上の暴力団離脱者の雇用

について入札加点されることとなりました。

離脱者就労支援に協賛いただける企業にありましては、警察本部組織犯罪対策課（代表電話：027-243-0110）又は当センターにお問い合わせください。

賛助会員を募集しています

当センターでは、県民の暴力団追放に対する意識の高揚を図り、暴力のない安全で住みよい郷土づくりのため、県民総ぐるみの暴力団排除運動を推進しています。

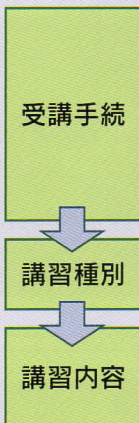
当センターの目的に賛同し、事業の推進を支援して下さる暴力団排除活動に積極的な企業・団体・個人の方々に「賛助会員」として募集しています。

入会を希望される方は、当センターにお問い合わせください。

不当要求防止責任者講習「無料」

不当要求防止責任者講習は、暴力団員等からの不当な要求を受けたときの具体的な対応要領をマスターする講習で、あなたの事業所を暴力団から守るためのものです。

是非積極的に受講してください。



- 事業所ごとに責任者を選任（複数選任可）
 - 公安委員会宛の選任届を、事業所を管轄する警察署の刑事第二課（刑事課）へ提出
※警察庁 Web サイトからオンライン申請が可能となりました
 - 後日、当センターから講習開催の往復案内葉書を発出
 - 葉書が到着したら、当センターのホームページから講習の申込みを行い、必要事項を記載した返信用葉書を返信
 - 指定会場又はオンラインで受講
-
- 選任時講習～責任者に選任された時の講習
 - 定期講習～選任時講習受講後、3年を経過したときに受ける講習
-
- 暴力団情勢 ○暴力団対策法・暴力団排除条例の解説
 - 暴力団等の不当要求に対する具体的な対応要領
 - DVDの視聴 ○資料の提供 ○受講修了書交付

※ 事業所単位で一括して講習会を開催したい場合は、当センターへ事前相談してください。

受講者に交付される公安委員会の修了書、ステッカー、教本等



暴力団関係相談の受理

当センターでは、暴力団員や暴力団関係者から脅されたり、無理な要求を受けて困っている方に対して、相談窓口を開設しています。

事案によっては、専門の弁護士が無料で相談に応じます。

- **相談委員による常設相談窓口**
月～金（年末年始・祝日除く）
午前9時～午後5時（受付午後4時まで）、当センター相談室
- **弁護士、相談委員合同の無料相談窓口（事前予約が必要です）**
毎月第二木曜日（祝日の場合は、翌週の木曜日）、午後2時～午後4時、当センター相談室（5/8/11/2月は、出張場所における一日無料相談所）
- **民事介入暴力一日無料相談所の開設（事前予約が必要です）（弁護士、警察、当センター対応）**
2月9日（木）、渋川市公民館視聴覚室で開催予定（詳細は、ホームページに掲載）

公益財団法人群馬県暴力追放運動推進センター
〒371-0836 前橋市江田町448-11

（群馬県警察本部江田町庁舎内）

TEL 027-254-1100

URL <https://www.boutsui-gunma.org>

E-mail boutui-gunma@keh.biglobe.ne.jp

